

り災ごみを清掃施設に搬入される方へ

豊田市内において、火災や自然災害によって、り災した一般住宅等のり災ごみを清掃施設に搬入する場合は、以下のことに注意して搬入してください。

□【り災ごみを清掃施設に搬入するまでの流れ】

(1) り災証明書の発行を受ける。

(火災の場合は消防署、その他の自然災害の場合は資産税課が発行します。)

(2) 処理手数料の免除及び施設利用の申請を行う。

申請場所：清掃施設課（渡刈クリーンセンター内）

申請時間：月曜日から金曜日の午前8時15分から午後5時まで

持ち物：り災証明書（原本）

注意事項：①被災者本人又はその家族からの申請が原則です。

②搬入を業者に依頼する場合は、搬入物、搬入量、搬入車両（ナンバー、車種）に加えて搬入業者名、担当者名、搬入業者又は担当者の電話番号についての記入が必要となります。

(3) 搬入できるり災ごみを搬入施設別、区分け別に分別し、各施設に搬入する。

(搬入時は申請者本人による搬入又は業者搬入車両への同乗を原則とします。)

□【搬入できるり災ごみと搬入施設】

○燃やすごみ、可燃性粗大ごみ

⇒渡刈クリーンセンター、藤岡プラント

(例)

- ・木材、木製タンス
- ・衣類、紙類
- ・布団、毛布
- ・プラスチック製品（金属のついていないもの）
- ・灰

○金属ごみ、埋めるごみ、不燃性粗大ごみ

⇒グリーン・クリーンふじの丘

(例)

- ・電化製品（各種リサイクル法等の対象外のものに限る。）
- ・鍋、プラスチック製品（金属のついたもの）
- ・コンクリートガラ（再生利用できないもの）
- ・瓦、レンガ、ガラス

※金属ごみと埋めるごみを分けて搬入してください。

□【搬入できないごみ】

(1) 建物解体工事等に伴って発生したコンクリートガラなどのごみ

(2) 大きさが長さ2m又は太さ30cm以上のなどの長大なもの

※藤岡プラントは、長さ2m、幅30cm又は厚さ10cm以上のものは搬入できません。

(3) 泥、土、石、バッテリー、液状のもの、爆発引火性を有するもの

(4) 家電4品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫）、パソコン、消火器などの法律でリサイクルが指定されているもの

(5) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車などの動力機械

(6) その他、市では収集していない又は処理できないごみ

□【処理手数料の免除について】

- (1) り災した物件が居住の用に供していた家屋、動産等である場合又は居住部分の占める割合が2分の1以上の併用住宅の場合
⇒ **全部免除** (減免 100%)
- (2) り災した物件が(1)に該当しない場合 (店舗、事務所、倉庫、農業用倉庫及び居住の用に供していない動産のみの場合など)
⇒ **一部免除** (減免 50%)

※減免率は実際に被害に遭われた方が居住しているかなど、物件の使用状況等で決定します。

□【注意事項】

- (1) **清掃施設への搬入は、申請者御自身での搬入が原則です。**
- (2) 業者に搬入を依頼する場合の各施設への初回の搬入時には、申請者が必ず同行してください。業者だけでの来場の場合は、施設への受入れを拒否します。
- (3) り災ごみは、必ず分別した上で各施設に搬入してください (施設内での分別作業はできません)。
分別がされていないり災ごみは、施設への受入れを拒否する場合があります。
- (4) 渡刈クリーンセンターに搬入するごみは、長さ2 m、太さ30 cm未満にしてください。
- (5) 藤岡プラントに搬入するごみは、長さ2 m、幅30 cm、厚さ10 cm未満にしてください。
- (6) グリーン・クリーンふじの丘に搬入するごみは、金属ごみと埋めるごみの混載をせずに搬入してください (フレキシブルコンテナバック等に入れての搬入はできません)。
- (7) **り災ごみ以外のごみは、処理手数料の免除対象ではありません。**
- (8) 一度で多量に搬入する場合は、事前に搬入する施設に日時・量等を連絡してください。
- (9) **り災ごみは、り災日から30日以内に搬入し終えてください** (ただし、やむを得ない理由があり、期限までに搬入し終えることができない場合は御相談ください)。
- (10) 各施設への搬入は、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時までです。
※渡刈クリーンセンターは、月曜日のみ午前7時30分から搬入できます。
※藤岡プラントは、土曜日にも搬入できます。(搬入時間：午前8時30分～正午)

□【問合せ先】

- (1) 各種申請・手続きに関すること
渡刈クリーンセンター (清掃施設課) 電話 0565-28-2000 FAX 0565-28-2212
- (2) 搬入に関すること
 - ① 渡刈クリーンセンター (清掃施設課) 電話 0565-28-2000 FAX 0565-28-2212
 - ② 藤岡プラント 電話 0565-76-2027 FAX 0565-75-1027
 - ③ グリーン・クリーンふじの丘 電話 0565-75-2101 FAX 0565-75-2102